やえがきたより

２０１４年１月

発行　東部農業事務所家畜保健衛生課
（東部家畜保健衛生所）
〒３７３－０８０５
群馬県太田市八重笠町３６１－３
電　話　０２７６－４５－２０４１
ＦＡＸ　０２７６－４５－９９９４

■　新年のごあいさつ

新年にあたり、謹んでごあいさつ申し上げます。

本年も家畜伝染病の防疫対策と地域と調和した資源循環型畜産を推進し、東部地域における畜産経営の安定化が図られるよう努めていく所存であります。

畜産経営の安定化には、家畜伝染病の発生を防止して、生産性の維持・向上を図ることが重要です。東アジアでは新年になっても口蹄疫、鳥インフルエンザの発生が続いており、わが国でもいつ発生するか、予断を許さない状況にあります。特にこれからは鳥インフルエンザの発生のリスクが高まる季節です。また、国内では昨年の秋から豚流行性下痢(PED)が発生し、ほ乳豚で被害が出ています。畜産農家並びに関係機関の皆さま方と連携して、口蹄疫等を含む家畜伝染病の発生予防とまん延防止に努めていきます。

また、地域と調和した畜産経営を支援するため、家畜排せつ物の適正管理を推進していきます。家畜排せつ物を適正に管理する農家が増え、野菜農家等での堆肥利用が進んでおりますが、畜産に係る苦情は減っていません。地域と調和した畜産経営が確立されるよう支援していきたいと考えています。

新たな農業政策、TPP交渉の結果等により、情勢がどのように変化していくのか予測できませんが、家畜保健衛生課が頼られる機関になるべくして業務を推進していきますので、引き続き畜産農家並びに関係機関の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

東部農業事務所家畜保健衛生課長　　黒沢　功

■　家畜伝染病予防法　第４回定期報告書の提出について【重要】

家畜伝染病予防法の改正に伴い、平成２３年１０月から全ての畜産農家に、定期報告書とチェックシートを毎年提出することが義務づけらています。

今年度も記入の時期がやってきました。期限内の提出にご協力をお願いします。

なお、農場平面図、埋却地確保状況などの添付書類については、変更のある方、未提出の方のみ提出が必要です。

第４回定期報告書提出期限　（２月１日時点の状況）

平成２６年４月１５日・・・　牛、馬、めん羊、山羊、豚　等

平成２６年６月　１日・・・　鶏、あひる、うずら、きじ　等

不明の点はお問い合わせ下さい。

■　家畜飼養衛生管理記録簿をお送りします

近年、円安や富士山の世界遺産登録などもあり、海外から日本を訪れる人は年々増加しており、昨年末には年間 1,000 万人を超えました。こういった訪日外国人を国別で見ると、中国、台湾、韓国など口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生国、非清浄国が上位を占めています。

このような状況を踏まえて、群馬県では以前より家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の記録・保管の指導を行っておるところです。今回、この記録を確実に実施していただくために、下図のような家畜飼養衛生管理記録簿を作成いたしました。

この記録簿では飼養衛生管理基準により１年以上保存することが義務づけられている以下の事項が記録できるようになっておりますので、有効に活用して確実に記録を行って下さい。

- 衛生管理区域入場の記録
- 家畜導入･移動･出荷の記録
- 家畜の異常発見時の記録
- 海外渡航の記録

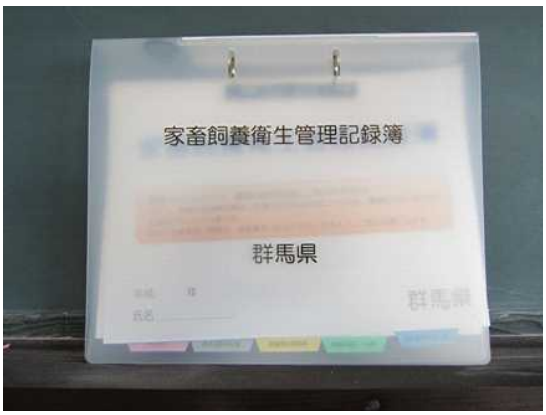

※今回のやえがさたよりと同時に皆様のお手元にお送りいたします。なお、以前に当課の職員が手渡ししてある農場については改めてお送りいたしませんので御承知置き下さい。

また、送付されていなかった方で記録簿が必要な方、あるいは追加で必要な方はお申し出ください。

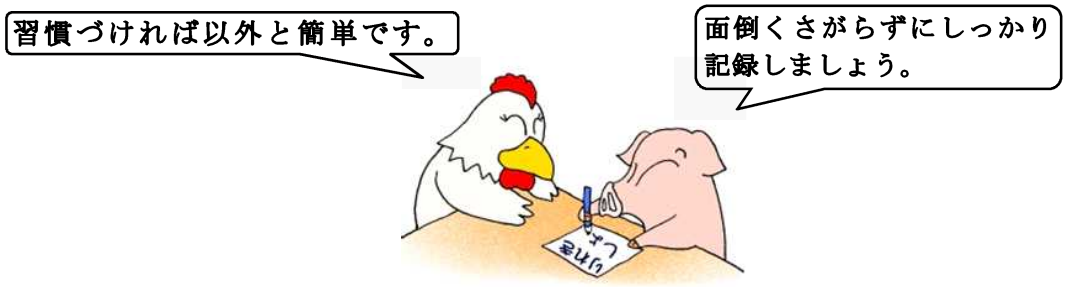

■　鳥インフルエンザ防疫演習を開催しました

去る１２月６日(金)に太田市農村環境改善センターにおいて、「東部県民局鳥インフルエンザ防疫演習」を開催しました。県関係機関、管内市町、畜産関係団体、養鶏農家等合計８６名の出席がありました。

鳥インフルエンザの防疫対応では、発生当初の初動対応が重要であり、発生農場における防疫作業を迅速に行う必要があることから、今回は、実際に本病が発生した場合を想定し、防疫作業従事者の健康診断と農場内での防疫作業演習を行い、防疫体制の強化を図りました。

東部県民局では引き続き、毎年発生の危険性が高まる時期を前に、県内で発生した際に関係者が迅速な防疫措置を行うための防疫演習を行っていきます。

■　農業機械による事故を未然に防ぎましょう！

畜産経営では、作業機械の種類が多く、大型の農業機械も日常的に扱っています。農業機械に係る事故では、乗用型トラクターに関するものが多く死亡事故の約半数を占めています。トラクター操作の基本的な事柄を遵守し事故を未然に防ぎましょう。

１．基本的な事項を守りましょう。

（１）機械に貼ってある、危険、警告、注意などのラベルと取扱説明書を良く読んで理解する。
（２）エンジンの始動、発進、後進、旋回、クラッチ操作を行う場合は、常に周囲の子供や補助者などの安全を確認し、警笛などで合図をする。
（３）作業に合った服装をする。回転部、レバー、操作部に引っ掛かったり巻き込まれたりして危険なので、だぶついた服は着ず、袖口はきっちり止める。また、靴も滑りにくいものを履き、ヘルメットも被る。
（４）疲労を感じたときは休憩を取りましょう。作業開始から２時間前後経過すると肉体疲労による事故の発生が多くなるといわれています。

２．トラクターの転落・転倒事故防止のために

（１）安全フレームや安全キャブを必ず装着する。
（２）移動や道路走行時には、必ず左右のブレーキペダルを連結し速度を落として運転する。
（３）溝、土手など路肩の崩れやすい所、草の繁った所では運転しない。また、対向車を避けるときに路肩に寄りすぎない。
（４）圃場への出入り、畦畔越えの時は、速度を落とし、溝や畦に直角に走行する。

３．人の転落事故防止のために

（１）乗降にはステップと握りを使い、足下の滑りに注意する。
（２）トラクターや作業機に子供や補助者などを乗せない。

４．巻き込まれ事故防止のために

（１）点検整備や清掃時には必ずエンジンを止め、油圧昇降装置もロックする。
（２）ＰＴＯや回転部のカバーは点検整備や清掃などで外したら、必ず元通りに付ける。
（３）作業機の着脱時には、トラクターと作業機の間に入らない。

以上のことを常に心掛け安全運転をしていただきたいと思います。

★　畜産業を廃業された方にこのたよりが送付された場合は、お手数ですがご連絡くださいますようお願いします。　　電話　0276-45-2041　東部農業事務所家畜保健衛生課